

事業の名称 又は内容	広域スポーツセンター育成モデル事業
予算額及び 事業開始年度	平成14年度予算額：653百万円 平成13年度予算額：511百万円) 事業開始年度：平成11年度
事項名	(項) スポーツ振興費 (大事項) 地方スポーツの振興等に必要な経費 (事項) 広域スポーツセンター育成モデル事業
主管課 及び関係課	(主管課) スポーツ青少年局 生涯スポーツ課 (課長：岩上 安孝)
意図・目的	施策目標7-1 地域におけるスポーツ環境の整備充実 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現は、我が国の重要な政策課題の一つである。 本施策は広域スポーツセンターを育成するモデル事業を実施するものであり、この事業で得られた成果を全国的に普及することによって、生涯スポーツ社会の基盤となる広域スポーツセンターの育成を図り、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の全国展開を推進する。
必要性	(公益性の有無) これまで我が国においては、学校と企業を中心にスポーツが発展してきたため、学校を卒業すると、スポーツに親しむ機会が減少する傾向にある。我が国の週1回以上のスポーツ実施率を見ても約37%と、約50%を超えるヨーロッパに比べて低い状況にある。 このため、昨年9月に策定された「スポーツ振興基本計画」では、成人の週一回以上のスポーツ実施率が2人に1人(50%)となることを政策目標とし、政策目標達成のため不可欠な施策として国民が日常的にスポーツを行う場として期待される総合型クラブの全国展開を最重点施策として位置付けている。 こうした中、広域スポーツセンターは、総合型クラブの創設や運営、活動を支援する組織として、同計画でも、各都道府県において少なくとも1つ、将来的には広域市町村圏程度の地域での設置が位置付けられている。 総合型クラブの継続的・安定的な運営に当たっては、総合

型クラブを立ち上げるためのノウハウの蓄積、経営能力を有する専門的な人材の育成、スポーツ指導者の養成・確保など個々の総合型クラブだけでは解決できない課題がある。こうした諸課題に対して、広域市町村圏できめ細かく支援する組織の必要性が、平成7年度から行われている総合型クラブ育成のためのモデル事業を実施する中で浮かび上がってきた。このため、上記のように、計画では総合型クラブを支援する広域スポーツセンターの育成の推進の重要性を指摘している。このように、広域スポーツセンターは、地域スポーツの振興を図るための各種シンクタンク機能を有し、総合型クラブの全国展開を支援するという公益性がある。

（政府関与の必要性）

スポーツ振興基本計画で定められているように、各都道府県において少なくとも1つ、将来的に広域市町村圏程度の地域で設置するためには、国自らがモデル事業を推進し、その実施により得られた成果について、全国の関係者に対して、情報提供を行う必要がある。

（国と地方との役割分担の適切さ）

国は、先導的に広域スポーツセンターの理想像を先取りした各都道府県のモデル事業を実施し、広域スポーツセンターの在り方に関するガイドラインを策定するなど、各都道府県における広域スポーツセンターの育成事業の支援を行う。一方、地方においては、国の行うモデル事業などを参考としつつ、各地域の実情に応じて広域スポーツセンターの育成を図る。

（民営化・外部委託の可否）

総合型クラブの継続的・安定的な運営に当たっては、総合型クラブを立ち上げるためのノウハウの蓄積、経営能力を有する専門的な人材の育成、スポーツ指導者の養成など個々の総合型クラブだけでは解決できない課題がある。そのため、全国的規模・視点から、将来の我が国の生涯スポーツ社会の在り方を踏まえつつ先導的に国が事業を実施していくことが適当であると考える。

なお、広域スポーツセンターの運営においては、都道府県によっては、民間企業に委託しているケースもあり、民間活力を導入することを否定するものではない。

手段の適正性

広域スポーツセンターが担う機能には以下のようなものが想定されている。
○総合型クラブを立ち上げるためのノウハウの蓄積

	○ 総合型クラブを円滑に運営するクラブマネジャーの養成 ○ 多様な技術レベルに対応可能なスポーツ指導者の養成・確保 ○ 広域圏にまたがる適切なスポーツ情報の提供 ○ 総合型クラブ間の情報交換の場の確保 これらはある程度の総合型クラブの実態やニーズを把握したうえで事業を行うことが求められることから、個々の市町村や総合型クラブが取り組むよりも、市町村枠を越えた広域圏レベルで支援体制を構築し、広域スポーツセンターとして専門的・総合的に取り組むことがより効果的である。 また、広域スポーツセンターを設置している道県においては、積極的に総合型クラブの創設・育成が図られており、広域スポーツセンターが総合型クラブの創設や運営の支援に資することが、実証されている。よって、計画期間内に、各地域の実情に合わせた広域スポーツセンターの整備を図るためには、まず各都道府県のモデルを示し、各都道府県において、それらを参考に立ち上げていくという手法が適当であり、効果的と考える。	
達成効果 及び達成時期	達成効果	達成時期
	生涯スポーツ社会の実現に向けて、平成22年までに総合型クラブを各市町村に少なくとも1つ育成するという政策目標に対して、広域スポーツセンターの設置がなされた道県においては、まだ設置されていない都府県よりも総合型クラブの育成が進んでいる。 たとえば、広域スポーツセンター育成モデル事業が行われていない都府県においては、平均して2市区町村で総合型クラブが創設されている。一方、現在広域スポーツセンターモデル事業が実施されている5道県における平均はおよそ6市町村である。 現在、モデル事業が開始2年目であるため、3年間のモデル事業の期間が終了した例はないが、現在実施中の道県においては、種目別スポーツ指導者の有資格者の派遣・巡回、スポーツ大会や総合型地域スポーツクラブマネジャーの養成研修会の開催等の事業が広域スポーツセンターにより積極的に行われ、所要の成果を収めつつある。 また、将来的に広域市町村圏に1つ程度の広域スポーツセンターの設置されることを目	

	指し、スポーツ振興基本計画の期間中(平成13年から平成22年)のできるだけ早期の段階で、各都道府県に1つの広域スポーツセンターの育成を図ることとする。 なお、スポーツ振興のみならず、地域の健康水準の改善とそれに伴う医療費の削減、世代間交流、青少年の健全育成、あるいは地域社会の活性化や再生も波及効果として考えられる。	
備考		